| 個別利用区内の宅地 | 平面図 | 五百分の一以上 | 縮尺、方位並びに個別利用区内の宅地の位置及び形状 |
|---|---|---|---|

（設計の概要の設定に関する基準）

**第七条**　法第七条の十一第一項の設計の概要の設定に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一～十　［略］

（資金計画に関する基準）

**第八条**　法第七条の十一第一項の資金計画に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（組合施行に関する公告事項）

**第十一条**　法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項の認可に係る公告にあつては第一号から第六号まで、同条第三項の認可に係る公告にあつては第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げるものとする。

一～四　［略］

五　個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

六　［略］

七　［略］

2　［略］

3　法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項又は第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　第一項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

四　事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

五　事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

六　［略］

（電磁的記録）

**第十二条**　法第二十七条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。

（再開発会社施行に関する公告事項）

**第十六条の七**　法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

六　［略］

［欄を加える。］

（設計の概要の設定に関する基準）

**第七条**　法第七条の十一第一項の設計の概要の設定に関する同条第三項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一～十　［同上］

（資金計画に関する基準）

**第八条**　法第七条の十一第一項の資金計画に関する同条第三項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一・二　［同上］

（組合施行に関する公告事項）

**第十一条**　法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項の認可に係る公告にあつては第一号から第五号まで、同条第三項の認可に係る公告にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げるものとする。

一～四　［同上］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一・二　［同上］

三　前項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

［号を加える。］

四　施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

五　［同上］

（電磁的記録）

**第十二条**　法第二十七条第六項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。

（再開発会社施行に関する公告事項）

**第十六条の七**　［同上］

一～四　［同上］

［号を加える。］

五　［同上］